

○ 9 番（福永 啓君） 一般質問を行います。

藤木町政が誕生した 1 年後に発生した未曾有の災害熊本地震、そして地震からの復旧・復興へと歩みを進める中で、今度は世界中に大きな惨禍をもたらしたコロナパンデミック、次々と発生したあまりにも大きな課題への対応を迫られ、藤木町長自身、就任当初の思いとは大きく異なる町政運営を余儀なくされた部分もあったのでしょうか。

しかし、そのような中でも、町が町民のために取り組まなければならない課題は少なくありません。熊本地震からの復旧・復興、竹バイオマス問題、光ファイバー問題など、一定程度解決のめどがついたと感じられる課題もあれば、一方で、これから解決に当たらなければならない課題などたくさんあります。

藤木町政が 2 期 8 年で解決に取り組んできた課題の現状及び今後の課題について、質問をします。

個別の質問につきましては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の、藤木町政が8年間で解決に取り組んできた課題の現状について、お答えをいたします。

これまでの8年間で振り返りますと、就任1年後の未曾有の熊本地震からの早期復旧と創造的復興に全力で取り組んでまいりました。地震直後、被災された町民の方々の日常生活確保に向けて整備した仮設住宅の入居者が昨年9月に無事に退居が完了し、自ら住宅再建が難しい被災者に対しても、災害公営住宅等を整備し、日常生活を取り戻すことができていると感じております。

また、創造的復興を目指し、シンボルとして掲げた企業誘致も進め、御船インターチェンジ周辺への進展を遂げることができました。今後においても、さらなる企業誘致を進め、御船町の発展につないでいく必要があります。

一方で、コロナの世界的パンデミック対応などにより、否応なく、町長就任当初の思いとは異なる町政運営を強いられた部分もあります。このような厳しい状況の中、コロナ感染者の増加傾向による影響も大きく、復興についてはまだまだ道半ばであり、これから取り組んでいかなければならない課題も数多くあります。

町長就任直後の竹バイオマス問題に対し、約3億円に加え多額の裁判費用、そして金額でははかることのできない町民の方々の負担及び町職員の負担が生じたことに関しては、裁判が全て終結し区切りがついた形ではありますが、損害賠償金の回収もあり、問題が解決したとは言い難い状況であります。

また、町が整備した光ファイバー網については、民間譲渡の手続が順調に進み、来年4月には民営化が完了する予定であります。その事業に関しての町の課題は解消することになります。最後の問題として、民間譲渡後のトラブルが生じないように、スムーズな民間移行手続を進める必要があります。

これからは、町の課題解決を通して、全ての町民がわくわくする御船町を作り上げていかなければならないと決意しているところであります。

その他個別質問については、担当課長から答弁させます。

○9番（福永 啓君） それでは、まず熊本地震からの復旧・復興について質問します。

熊本地震による被害概要及び復旧の概要はどのようになっていますか。

○総務課長（野口壮一君） まず、人的被害について、死者が災害関連死を含めて10名、重症者が11名の被害が発生、住家被害については、全壊が444世帯、大規模半壊を含め2,379世

帯、一部損壊が2,178世帯で、当時の世帯数に占める約70%が被害を受けたことになりま
す。復旧の現状として、道路、橋梁、河川、農地並びに学校教育施設などの町公共施設、
また最後まで難工事でありました大規模盛土造成地滑動崩落防止事業が本年8月に完了し、
災害復旧工事が終了しました。

熊本地震に係る災害復旧費用として、総額約76億円と多額の費用が強いられました。

○9番（福永 啓君） そうしますと、熊本地震からの復旧は、これは完了したということ
ですか。

○総務課長（野口壮一君） いまだに以前の姿を取り戻すことができない集落、また被災によ
り耕作放棄地が増えた農地なども存在することから、御船町が地震以前の姿を取り戻すま
では至ってないが、一定の目安をつけることはできたと考えております。

○9番（福永 啓君） 熊本地震からの復旧・復興に関しましては、熊本県及び御船町は創造
的復興を目標にしてきました。復旧とは、言うまでもなく以前の姿を取り戻すことなん
ですが、創造的復興とは、御船町を単に地震前の姿に戻すのではなく、よりよい状態にす
ることです。私もこれまで答弁であったとおり、単なる復旧に関しましては、それは完全
ではないものの、一定程度の目安はついてきたようにも感じます。

一方で、創造的復興のための取組みについては、先ほども町長がちょっとおっしゃい
ましたけれども、まだまだこれからの部分も、これは多いと感じます。創造的復興につ
いて、どのような部分ができていて、どのような部分がまだまだなのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

コストコ誘致や複合型宿泊施設、さらには流通倉庫施設の誘致など、企業誘致に関し
ては、一定程度の成果が上がっていると考えております。また、農業基盤の復旧・復興に
当たっても一定の道筋を示すことができているとも考えております。

一方で、創造的復興で、大変重要な部分である心の復興に関しては、コロナ禍の影響
もあり道半ばであります。全ての町民の方々が本当によい町になった、わくわくする町に
なったと感じていただけるように、教育、環境、文化、芸術、スポーツ等、心の復興に資
する施策に関して、ソフト面、ハード面、共に力を入れていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 町民の方々が、御船町は復興したなど、本当にいい町になったな、わ
くわくするような町になったなど感じるのはどこで感じるかといえば、これは心なわけな
んです。心の復興は必要不可欠です。逆に言えば、心の復興がなければ創造的復興はなし

得ないとも言えます。教育、環境、文化、芸術、スポーツ等、心の復興に資する施策に対して、今町長がおっしゃったように、ソフト面、ハード面共に力を入れるとともに、今おっしゃった企業誘致、農業基盤再生にあたっては、町民の思い、心を大事にしていきたいと、そのように思います。

さて、藤木町政が誕生するきっかけと言ってもいいと思いますが、御船竹バイオマス問題です。全ての裁判が終わり、法的には判断が確定しました。しかし町が失ったお金を取り戻すことはほぼできていません。

まず、この竹バイオマス問題で、御船町にはどの程度の被害が生じたのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

破産しました事業会社に代わりまして、町が国に補助金を返還した金額が約3億円。住民訴訟請求ほか住民訴訟、町から元町長への損害賠償請求といった一連の法手続に対しまして、約3,600万円かかっております。加えまして、金額に算出することが難しい町民の方の負担、それから職員の負担が大きいと考えています。

一方で、破産手続等で、元事業会社から取り戻すことができた金額が約660万円となっております。

○9番（福永 啓君） 今現在なんですが、法的に認められ、現在もですが、町が債権として保有している金額、それは幾らですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

山本氏個人に対しまして、損害賠償金が約9,300万円で、遅延損害金が11月末現在で、約5,500万円の合計約1億5,000万円となっております。事業会社元社長の別役氏が、損害賠償金とその遅延損害金で約2,300万円となっております。2人の合計が11月末時点で、約1億7,000万円となっております。

○9番（福永 啓君） 竹バイオマス問題によって御船町が失った金額、金額だけだったら約3億円ですね。それに加えて裁判費用、町民の負担、職員の負担です。これも大きいです。一方で取り戻すことができた金額は、先ほどおっしゃいましたが660万円と、そして現在、請求できる当てがある金額は1億7,000万円と。この部分の責任に関しては、法的に元町長個人の責任が認められているわけなんですけど、一方、町の損害のうち、個人の責任が認定されず、請求の当てすらなかった2億円を超える金額等、これは職員の負担、町民の負担。これは、もう既に確定しているんです。これに対する責任は、これはどこにあると考

えますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、3億円のうち1億円につきましては山本氏個人に責任があると裁判所が判断しておりますけれども、残り2億円のお金が返ってこないという事実は、揺るがないというものであります。

町としまして、この事実を謙虚に受け止めまして、二度と同様のことが起きないように努めていかなければならないと考えています。

○9番（福永 啓君） その気持ちはわかります。私も同様に、そのように努めていかなければならないと考えます。ただ、竹バイオマス問題で町の財政に直接生じた3億円の被害のうち、1億円については今おっしゃったように個人責任が確定したものの、残り2億円に対しましては、本来の債務者である事業会社が破産し、また個人の責任が認められなかったことなどから、本来、法的にも個人のどこにも請求先がもう既になくなってしまっているんですね。それで、議会も債権放棄に同意しました。もう既に町の損失が確定しているわけなんですけど、さっき私がお聞きしているのは、この法的にはどこにも責任をとることなく、誰にも請求することができなくなったんですが、現に町の財政の欠損が確定している、この2億円、この部分については、責任は本来誰が負わなければいけないのか。その責任を、町はどのように認識しているかということ、先ほどお聞きしたところです。御回答をお願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

最終的には、その責任は町で負わなければならないものと理解しております。その当時は公益性が高いものと判断し行ったのではありますけれども、結果として2億円もの負担を町民の皆様にご負担してしまいました。このことは大変重いものだと認識しております。

○9番（福永 啓君） 最終的にはそう考えざるを得なくなってしまいますよね。町にとっても町民にとっても、これはあまりにも高い授業料となってしまったわけなんですけど、なぜこのような問題が生じたのか。このような問題を二度と起こさないためにはどうしたらいいのかと考え、その教訓は必ず将来に生かさなければなりません。この問題を通して、町はどのような教訓を得て、その教訓をどのように生かしているのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

住民訴訟では、住民の主張が認められ、その後の選挙では町民の判断により私が町長

に当選することができております。その後の裁判の中では、町の主張が全面的に認められましたが、一連の竹バイオマス問題によって町に大きな負担が生じたこともまた事実であります。

町長就任後、これまでの町の方針を転換し、課題解決に当たり、法的には解決を見た形にはなっておりますが、一方で、この問題は現町長である私にとっても大変大きな教訓となっており、このような問題が二度と起こることがないように、自分自身を常に戒めるとともに、町民や職員から広く考えを伺いながら、適切な町営運営に努めていきたいと思っております。

○9番（福永 啓君） いろいろな問題が生じると思います。そういうのが生じたときに、その問題を解決するために、そして将来の教訓とするためには、一番重要なこと、欠かせないことは原因の究明です。竹バイオマス問題について、なぜこのような問題が生じたのかという、原因の分析、究明、検証しなければ、本当の意味での課題解決にも今後の教訓にもつなげられません。

竹バイオマス問題が表面化してから早10数年です。なぜこのような問題が生じたのかについては、どのように考えていますか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

今回の件、期待を持って事業に着手したものの、途中で事業遂行に問題が生じたことが判明したという経緯があります。町は、それを立ち止まって止めることができず、そのまま継続して事業を進めていったことだと思っております。そこに大きな問題があるのだと私自身は考えております。

町がいろいろな事業を進める上で、計画当時の立案や進行中の管理、問題や課題が発生したときの再検討、そういったものを確実にやって事業を進めていったならば、町民にこのような大きな負担をかけるという事態が生じることはなかったと思います。それを私たちは身をもって経験したということになります。

この経験から、計画の立案、管理、終了までしっかりと確認しながら、町政運営に努めなければならないと思っております。

○9番（福永 啓君） そうですね。特に2回目の補助金、この補助金は2億円と1億円と別々に支払われているわけなんですけど、2回目の補助金1億円が支払われたときです。これは判決でも指摘されていまして。自己資金がほとんどなく、融資と補助金に頼っていた

事業計画でしたので、金融機関が融資を拒絶したということは、普通合理的に考えれば、事業の継続は極めて困難な状況に陥ったこととなります。結局は町全体の負担となってしまった最初の2億円の補助金を支出する前なども、幾つも立ち止まらなければならない時期はあったんでしょうけれども、遅くとも、この1億円の補助金を支払う前には、これは踏みとどまらなければならなかった。といいますか、合理的な判断ができるのであれば、踏みとどまらざるを得なかった状況であると、私は考えています。仮にここで踏みとどまっていれば、その後の被害拡大はなかったわけですね。

しかし、ではこの時点でなぜ踏みとどまられなかったか。これは、実はこの時点で、町は既に多くの労力を費やしていました。そして先ほど言った補助金2億円を既に支払っていたんですね。これまでに支払った2億円の補助金と町がこれまでにかけていた労力、これが事業会社の極めて脆弱な体質と相まって、町にとっての巨額な埋没費用、これはサンクコストとも言いますが、つまり、仮に事業の撤退、中止をしても、戻ってこないお金と労力になってしまったのだと思います。

そして、その埋没費用にとられるあまり、いわゆるコンコルド効果と言われるのですが、つまり、まずいとわかっていながらもやめることができない心理状態、それに陥って、合理的な判断ができなくなったのではないかなど、私は考えています。そして、その後を支払われた補助金1億円については、執行責任者である当時の町長の責任が確定しています。

しかし、そもそも論でよく考えてみれば、何の問題もなくスムーズに進む事業というものの方が極めて珍しいわけですね。例え不慮の事態が生じたとしても、立ち止まって考えなければならないことがあったとしても、竹バイオマス問題のように、極めて巨額の負担が町にかからないようにしなければならないのは当たり前のことです。当時の町長も、当初はこの事業は企業誘致のようなもので、町に損害が及ぶことはないなどと説明したことを私も聞いています。これは、そもそも論になってしまうのですが、もう10年以上も前の話ですので御存じない方のためにもですね。

制度上、なぜ町に3億円という多大な損害が生じることになったのか、これを簡潔に説明してください。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

この竹バイオマス事業の補助事業ですけれども、計画主体は町でありまして、事業主

体が事業会社となっております。補助金は国から町を通しまして事業会社に支払われています。仮に、補助金返還を命じられるような不測の事態が起きた場合は、制度上、まず事業会社が町に補助金を返還しなければなりません。その後、町は事業会社から返還された補助金を国に返すという制度になっておりました。

しかし、竹バイオマス事業では、事業者から補助金の返還を受けることができないまま、町の財政調整基金を使いまして、国に対し約3億円という補助金相当額を返還しております。このことによりまして、町の財政に約3億円の穴が空いてしまったということになります。

その後、事業会社は町へ補助金を返還することなく破産したということになっております。

○9番（福永 啓君） つまり、事業自体が計画どおりにいかず、補助金返還を迫られるような事態に陥ったとしても、仮に事業会社が補助金返還にも十分対応できる能力、体力を持っていたとしたら、そもそも町に損害は生じていない、ということになるんですね。実際このような例があって、四国でも補助金の返還が生じ、同様の事業がありました。しかし、事業会社が補助金を返還したことにより、自治体に対する実害は生じておりません。事業会社の見極め及び、町が背負う可能性のあるリスクの評価、これにも大きな課題があったのではないかなと感じております。

さて、竹バイオマス事業に関して、今まで申し上げましたのは、補助金の支出に関する経緯ですので、主に執行部ですね。執行部の責任について、今、お話をさせていただきました。

一方で、ここの議会に対する課題も、私は確かにあると考えているんです。町が事業会社に対して計約3億円の補助金を支出したものの、金融会社からの融資を拒絶され、事業が立ち往生していました。そこに降って湧いたように、某財団法人からの13億円もの融資か出資かわからないような話が町に持ち込まれました。結局、これは架空の話だったんですけれどもね。しかし、それを根拠として、事業会社に対し、町が出資し、事業会社を第三セクター化し、町が保証人となるという説明が議会の全員協議会が行われたのです。そして、その後第三セクター化に必要な予算案が議会に上程されました。そこで、議会は可決してしまったんです。それを受けて、初めて事業に対する反対の住民運動が起こったという経緯があります。

議会において、全員協議会で、元町長が説明したときに、そして第三セクターに必要な予算案が議会に提案されたときに、議会が判断できる、決めることができる機会が確かにあったんです。議会はその後百条委員会を設置するなど一定の役割を果たしてきたものの、遅くとも先ほどの時点で、議会が能動的な調査を行っていたのなら、第三セクター化に必要な予算案を否決できていたのなら、住民監査請求や住民訴訟につながるような事態は避けられて、住民の負担も、職員のその後の負担も、その後の裁判に対する町の負担も、そして住民と町の対立も避けられていたのではないのでしょうか。

この部分に関しましては、議会に対する大いなる反省材料でもあり、大いなる教訓でもあると私は考えています。

さて、町が債権を持ちながらも回収できていない部分に関しては、回収を進めなければ、そのほかの滞納された町税や使用料などについての回収においても、町民の間に不公平が生じかねません。税や使用料の徴収業務自体に影響を与えかねないことなどからも率先して進めるべきと考えますがどうですか。回収状況の現状も併せて説明してください。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

これまでの回収の状況につきましては、平成28年度に竹資源開発の破産処理時に約660万円を回収しております。それから、今年度預貯金の差押えを行いまして、山本氏個人から4万2,146円を回収しております。

議員が懸念されているように、滞納された町税や使用料等についての徴収業務に支障をきたすことがないように、今後も率先して債権回収を進めてまいります。

○9番（福永 啓君） 竹バイオマス問題に生じた町の損失については、もちろん判決で指摘されたように、当時の町長個人の責任による部分が大きいことも確かです。しかしそれ以外にも行政として、議会として、そして一町民としても教訓とすべきことが多くあります。この竹バイオマス事件というのは、これはよかった過去の思い出ではなくて、町の過ちでもありますので、やはりもうなかったことにしたくなる方々もいるかもしれません。そういう気持ちも私はわからないんじゃないです。

しかし、前にも申し上げましたが、過ちて改めざる、これが過ちなんですね、論語ですけど。御船町は過ちて改めたんです。結果、過ちを犯さなかった町であるとも言えるんですよ。過去の過ちを教訓としながらも、決して萎縮することなく、胸を張って未来に向かって果敢に行政運営に職員の皆様には取り組んでいただきたいと、そのように思います。

さて次に、光ファイバーについて質問します。これは課題を抱えて、10数年前に公設民営で町内に敷設された光ファイバー網ですが、民間への無償譲渡となり現在手続が進んでいます。この問題も竹バイオマス問題同様、藤木町政で発生したものではなくて、課題解決のみが強いられた課題です。民間譲渡が終われば町としての課題は一定程度解決されるとは考えますが、今後のためにも、なぜこのようなことになったのかの検証が必要だと考えます。

まずは、民間譲渡手続の現状について、簡潔に説明を求めます。

○総務課長（野口壮一君） 令和3年12月議会において、国の交付金で整備した光ファイバー施設の財産無償譲渡に関する議案を議決いただきました。現在は、有償譲渡に係る手続について、対象となる設備の精査を行っているところであります。来年2月に譲渡仮契約を締結し、3月議会に財産有償譲渡に係る議案を上程の予定であります。

一方、移譲先である運営事業者、株式会社Q T n e t が新センター局の整備を行っております。局舎新設工事が予定どおり完了しており、今後、来年2月末までにケーブルの切替工事が終了することで、4月1日から民設民営による光ブロードバンドサービスを開始することになります。

○9番（福永 啓君） 4月に譲渡完了ということなのですが、これはもうちょっと何とか早くありませんか。

○総務課長（野口壮一君） 当該民間移行に係る詳細協定書の中で、民間移行時期を令和5年4月1日と規定して進めている現状であります。事業者は町への補助金交付申請手続に当たり、この4月1日をゴールに設定したセンター局整備、ケーブルのつなぎ替えなど、全ての事業項目をスケジュールに落として今進められているというのが現状であります。

○9番（福永 啓君） 本当は前倒しで進めますと言ってほしかったところではあるのですが。さて、民間譲渡となった光ファイバーの維持管理に関して、当初の町の説明では、1,600件の加入を想定し、それで出た利益を基金に積み立てて、将来予想される庁舎内の基地局の機器類更新に充て、維持管理を行っていくという説明でした。私は当時、この説明に関しては極めて懐疑的でした。理由としては、大きく2つ。1つ目は、もう多様なブロードバンド環境が存在し、今後のICT環境に大きな変革、革命までが起こることが予想される中、果たして1,600というもくろみどおりの加入者が集まるのでしょうか。そして、機器類の更新ができるような基金が積み上がるのでしょうかという点です。

2点目なのですが、そもそもその契約書の中に、将来予想される光ファイバー本線の更新費用が交わされておりませんでした。これでは将来に町が多大な負担を強いられる可能性が確定しているのではないかという点です。

まず1つ目の懸念、これは無線系の通信に比べて、光ファイバーが安定性が評価されたのでしょうか。それとともに職員の努力もあってだと思っただけなのですが、私の予想とか、当初のもくろみも外れて、加入者は1,600人よりも大幅に増えているんですよ。加入者が増えればそれだけ利益も増えて、基金に積み上がる額も増えることが想定されるはずなんですけど、しかし、現実には逆なんですね。加入者が増えた一方で、基金に積み上げられるはずの利益はなくなって、当初、特別会計の中に、この議会でも議論をしましたが、特別会計の中に人件費を含まないという、イレギュラーな会計措置で、数値上若干積み上っていた基金もなくなって、一般会計からの繰入れを余儀なくされるような状態になりました。おかしいと思うんですよ。なぜこのような状態になったのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 加入者は順調に増加し、比例して施設の貸付収入も増えております。反面、加入者が増えれば、ケーブルの引込工事費、設備の保守管理委託料及び電柱の借用料の増加につながりました。また、熊本地震や九州中央自動車道の建設の影響により、線路設備の移設に要する費用が増加しました。ブロードバンドゼロ地域を解消する最良の手段としてこの事業を採用したものと考えますが、結果的に、手段の選定判断及び事業計画の立案に課題があったように感じております。

反省すべき点は反省し、今後の施策展開に生かしてまいります。

○9番（福永 啓君） 私の2つ目の懸念です。将来予想される光ファイバー本線の更新費用が勘案されておらず、将来的に町が多大な負担を強いられる可能性は確定しているのではないかという点に関しましては、当初より明確な答弁をいただいたことは1回もないんですよ。そうですねくらいの話しか。ただ、多くの自治体で同じような課題を抱えることになるので、その時期はまた国からの補助金が期待できるのではないかといった、非常に無責任な答弁があったことは記憶しています。

さて、当初より課題を抱えていると思わざるを得ないこの事業でしたが、どう解決を図るかで大きく3つの選択肢がありました。1つは、もう何とかこのままの形で改善を図りながら運営していく方法、1つはもうやめたと。単なる事業中止、1つはですね。そしてもう1つが今回解決方法として町が採用した事業の民間譲渡です。今回はなぜこの3つ

目の選択肢、事業の民間譲渡を選択したのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） まず、国の補助金を使い整備した施設であるとともに、広く町民に声をかけて町が責任を持って始めた事業であることなどから、事業の中止の選択はできず、設備を譲渡し、民間に移行するほかに、選択肢はありませんでした。

運用開始から11年を超えますが、これまでも光ネットワークの健全な運用を目指し、加入促進などの努力を続けてきました。しかし、補助事業の目的がブロードバンドゼロ地域の解消であったことから、事業展開も限られ、また町組織が得意としない、収益事業的側面なども大きいことから、将来的な維持管理経費を含め、特別会計の中で事業を運営していくためには、一般会計からの継続的な繰入れが避けられない状況でした。

現在の公設民営方式で光ネットワーク運営を継続していくことは、町全対として厳しい財政運営を強いられることになるため、設備を民間事業者に譲渡し、民設民営方式へ移行する道を選択しました。

○9番（福永 啓君） 民間譲渡の条件を簡潔に説明してください。

○総務課長（野口壮一君） 民間移行事業に関する基本協定で、当初の交付金事業約8億円で整備した設備、センター局機器、線の設備、引込み設備など、運営事業者は無償譲渡いたします。また、平成23年度から町単独費で整備した設備を有償譲渡とする条件となっております。

民間移行事業に係る費用について、町は運営事業者に対して、令和3年度から令和5年度の3年間に7,986万2,000円を上限とする補助金を、民間委譲運営事業者へ支出することになっております。

一方で、町が独自に平成23年度以降に整備した設備について、現時点で1億1,900万円で同事業者に有償譲渡する予定であります。

○9番（福永 啓君） 確認すれば、約8億円の補助金で整備した設備を無償で民間に譲渡し、加えて約8,000万円の補助金という追銭を打つと。ただ一方で、町が独自に整備した機器については、約1億2,000万円で売却するため、民間移行事業に当たって、これは事業のみに当たってなのですが、町の実質上の負担はなく、逆に、約4,000万円程度の売却益が生じるという計画であるということですか。

○総務課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃった内容で間違いございません。

○9番（福永 啓君） そういうふうに、譲渡において、町に対する直接の財政負担がないよ

うに、譲渡交渉をされた職員の労力に関しましては、これは心より敬意を表します。

ただ一方で、町の直接負担がないとはいえ、約8億円という、これは国の補助金です。もともと皆さんの税金なんです。しかも、この補助金の半分は、この事業以外にも使えたところを、ほかの事業に優先してこの事業に投入しています。この部分は無償で民間に譲渡されていますので、決して手放しでは喜べないといえますか、今回の民間譲渡による事業精算というものは、これはある意味とても大きな決断でもあったと思うんですよ。

町長、この民間譲渡という、大きな決断に至った思いをお聞かせいただきたい。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

御船光ネットワークの民間譲渡は、議員御指摘のとおり、大変重要な決断でありました。国の補助金を使い、町が責任を持って始めた事業であるので、このまま事業内容を改善しながら、何とか続けることができないかとも考えた時期もありました。しかし、先ほどの課長答弁にもあったように、このままでは町の財政上多額の負担を強いられることとなります。加えて、約4万円という高額な加入者負担金や申込みから通信開通までの工事期間の長期化など、光ファイバーを希望する町民の方々からの苦情も絶えませんでした。

また、町が公費で光ファイバーを敷設したことが同業他社の事業展開に対し影響を与えた側面もあり、そのことで光インターネットサービスに関する選択肢を奪い、企業誘致にも影響が及んでいる状況でありました。ブロードバンドゼロ地域の解消という目的を果たし、今後における財政面や町民、事業者の利便性等を考えた結果、町としては苦渋の決断、しかし、最善の決断として、今回の民間事業者譲渡となりました。

○9番（福永 啓君） 光ファイバー問題なんですけど、これは町が背負わされた大きな問題であり、解決策は、当初民間譲渡しか、これはないのではないんですかということ、私も過去の議会でたびたび提言させていただいておりました。まさにこれは苦渋の決断。けれども最善の選択肢だったと思います。町長の決断は、これは大いに評価します。

時期に関してなのですが、できればもうちょっと早い時期に、譲渡ができればそれに越したことはなかったんですけど、いかんせん、国の補助事業でもあったことから、補助金返還が生じない時期ということで今の時期になったこともこれは理解はできます。といいますか、もう少しこの決断が遅れていたなら、町の直接負担すら生じかねず、時期もある程度絶妙だったと言えるかもしれません。しかし、今回の事業譲渡で問題解決、めでたしめでたしでは私はないと思うんです。竹バイオマス問題同様、この問題も教訓とし

て、なぜこのようなことが起こったのか、今後このようなことを起こさないためにはどうすればいいのかと考え、今後の行政運営に生かさなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 議員の指摘は重々理解をいたします。まだ譲渡が完了したわけではありませんが、町としては設備を譲渡して、それで終わりとは思っていません。民間後の御船光ネットワーク運用を注視するとともに、これまで事業計画から運営展開までの事業見通しが十分でなかったことを踏まえ、今後の町行政運営に生かしていきたいと考えます。

○9番（福永 啓君） 竹バイオマス問題にしろ光ファイバー問題にしろ、行政が行った行為を反省し改めるとするのは本当に難しいことだと感じています。それは行政には限らないところもあると思うんですが、しかしやはり、先ほど言ったことと同じですよ。過ちで改めざる、これが過ちなんです。不都合な事実から決して目を背けることなく、将来への糧としていかなければならない、これは私自身に対しても言い聞かせているところです。

さて、これまで、熊本地震、竹バイオマス、光ファイバーと、藤木町政が8年間で解決に取り組んできた課題の現状について質問しました。しかし、これ以外でも、藤木町政として解決に取り組まなければならない多種多様な課題が存在します。御船町が抱えている重要な課題をどのように認識し、その課題の解決にどのように取り組んでいるのかお聞きします。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

議員御指摘の竹バイオマス問題をはじめとした諸課題については、引き続き解決に向けて自分自身取り組んでまいりたいと思っております。

また、新たに発生した重要な課題として、上益城5町で進めているごみ焼却施設整備が掲げられますが、客観的な評価を踏まえた効果的な対策を講じながら、従前の計画と比較して、財政面のみならず環境面においても、よりよい計画であることを丁寧に説明していくことで、町民の皆様の御理解を得ていきたいと考えております。

これ以外にも、人口減少や高齢化に伴う中山間地域の問題をはじめ、解決しなければならない政策的課題が山積しておりますが、一つ一つ整理をし、優先順位を見極めながら、着実に取り組み進めていく覚悟であります。

○9番（福永 啓君） ごみ焼却場問題については、私も複数回一般質問をしました。これに

は、今反対運動もごさいます。この中で大きく分ければ私は3つの課題があると考えています。1つ目は、この新たな計画なんです、本当に以前の計画に比べて財政面のみならず環境面においても、よりよい計画であるかどうかという点です。2つ目が、仮にそうであったとしても、本当にその計画に沿った事業が行われるかという点です。そして3つ目、もしこの計画が白紙となった場合はどうなるのですかという点です。

1つ目と2つ目に関しましては、現時点の町の説明、議会答弁、また業者の説明によれば、確かに計画自体は以前の計画より優れており、実効性も担保できていると感じることはできます。ただし、それはあくまでも計画推進側からの説明をもとにしており、議会としても独自の調査をする必要があるのではないかなと感じています。

3つ目、これなんです、もし計画が白紙となった場合はどうなるかという点なんです、以前の一般質問では、元の計画に戻らざるを得ないのではないかという認識を示されたと思うのですが、現在もそういう理解で構わないのですか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

議員御指摘の理解のとおりであります。当該事業については、上益城5町が保有する既存の一般廃棄物焼却施設が老朽化し、使用ができなくなることに端を発した事業であり、仮に何らかの要因により現在検討している民間事業者による計画が白紙になった場合においても、一般廃棄物の処理の統括的責任は市町村にあります。

また、一般廃棄物処理施設建設の用地選定は適切な手続により完了しており、用地の取得についても、おおむね完了しているところであります。現時点では、広域連合や5町で民間事業者による計画が白紙になった場合の具体的な協議は行っておりませんが、このようなことから、5町の一般廃棄物処理施設と最終処分場を含めた従前の計画にならないと考えております。

○9番（福永 啓君） そういう説明は理解できます。であるのであれば、やはり以前の計画と新たな計画の比較検討が大変重要となってきます。これについては、今から詳しく質問しようとするれば、またこれから1時間かかりますので、今日はここで切り上げます。

そのほかにも、私が考える、御船町が抱える重要な課題の1つに、内水問題。これは住民の生命財産に直接かかわる非常に重要な課題でもあると思いますが、この課題についてはどのように認識し、どのように対処していくおつもりですか。

○町長（藤木正幸君） 議員御指摘のとおり、当町においても、内水問題の対策は重要な課題

の1つと認識をしております。内水対策については、現在、役場関係課及び上益城地域振興局で構成する内水対策検討プロジェクトチームを構成して、短・中・長期にわたる対策と検討を、短期にできる対策の予算化や、大雨時の内水被害状況の共有などを今現在行っているところであります。

その対策検討の中で、流末である矢形川の改修も有効な手段として検討していますが、改修には多額の費用や時間を要することから、喫緊の課題である内水問題の解決策としては十分であるとは言えません。

内水問題は町民の生命、財産に直接かかわる非常に重要な課題であります。定期的な水路のしゅんせつや仮設ポンプの設置などの、これまでの取組みは継続しながらも、浸水シミュレーションによる効果的な場所への調整池の設置を含め、あらゆる手段を検討してまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君） この内水問題なのですが、町では内水浸水想定図というものが作成されて、ホームページでも公開されています。この想定図なのですが、これは既に、床下浸水が確認されて、浸水時の写真付きで地域住民の方から議会に陳情を受け、議会としても採択している部分に関する地域が想定図では浸水想定図とされていないんです。これは何ですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

現在、町のホームページに掲載してあります内水浸水想定区域図につきましては、それまで内水被害の状況を図示したものがなかったことを踏まえまして、令和2年7月11日に、御船町に実際降りました最大時間雨量42ミリの降雨量で生じた現状をもとにシミュレーションし作成したものでございます。

当然、当該シミュレーションに当たりましては、実際に目視により冠水や水路からの溢水の状況を確認し反映をしており、最大時間雨量42ミリ前後の降雨量であれば、実際の内水被害の状況に極めて近いものということになります。

冠水の状況は地図上に色つきで表示してございますが、浸水深5センチ以下は表示されませんので、令和2年7月11日に降った雨では、議員御指摘の箇所は浸水深が5センチ以下であったものと考えられます。

○9番（福永 啓君） 時間雨量42ミリです。これはいわゆる激しい雨ではあります。しかし近年50ミリから80ミリの極めて激しい雨や80ミリ以上の猛烈な雨、これも熊本を含め日本

全国で頻発しています。内水浸水想定図としてあるので、いわゆるハザードマップと理解していいのですか。42ミリの時間降水量でしたシミュレーションは、これはハザードマップとしての体をなしてはいないと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘の内水浸水想定区域図の考え方としまして、内水により住民の生命や財産に被害を与える可能性がある床下浸水が予想される浸水深や、浸水深50センチ以上の床上浸水のリスクがある区域をあらかじめ把握することが重要であると考えています。

住民の避難に用いますハザードマップにつきましては、国から令和7年度までに最大規模雨量100ミリ超を想定した内水浸水想定区域図の作成を求められておりますので、その作成した区域図をもとに、内水ハザードマップを令和8年度に作成し配布する予定としてございます。

○9番（福永 啓君） 内水浸水問題は、これは本当に住民の財産・生命に直結する問題ですので、早急にハザードマップを作っていただき、町民の方々に配布をお願いしたいと思います。

それ以外にも、多々、御船町として解決しなければならない課題があると思います。例えば下水道問題とか、私も質問を予定していました。しかし、時間がそろそろ来てしまいましたので、それにつきましては、今後また、3月の一般質問にも持ち越していきたいかなと思います。

これ以外にも、幾つも課題はあるんですよ。これまでに解決し取り組んできた課題もあります。また御船町が抱える課題解決に対してこうしたいという、町長個人の意気込みもあると思います。ぜひ、今御船町が抱える課題解決に対しての意気込みを、最後に町長お聞かせいただきたいと思います。

○町長（藤木正幸君） お答え申し上げます

今回の福永議員からの質疑を通し、まずは引き続き熊本地震からの町民の方々の心の復興に向けた創造的な復興をなし遂げ、町の最上位計画である総合計画に掲げる「わくわくする御船町」を町民の多くの方々が実感できるよう、町長として舵取りを行わせていただきたいと思います。

また、御指摘いただいた、いまだに解決に至っていない課題の解決に向けて、真摯に取り組むとともに、今後避けられない人口減少や高齢化に伴う中山間地域の課題をはじめ、

子育て環境の充実、デジタル技術の活用、行政サービスの向上、農業産業の振興など一つ一つ整理し、優先順位を見極め、未来の御船町を創造した施策展開に向けて、着実に取り組み進めてまいりたいと思っています。

熊本地震そしてコロナ禍という状況にあります。議員からありましたように、心の復興、大変大事であります。この心の復興を町内を通して考え、そして前に進めていきたいと思っております。

○9番（福永 啓君） 終わります。